

おとうさん・おかあさん聞こえないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年（18歳未満）は入れません。

（沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時～午前4時まで



カラオケボックス



映画館

ボウリング場

マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいがいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）を
- 県民みんなで青少年の深夜のはいがいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・（社）沖縄県青少年育成県民会議

守りたい 大切な自分 大切な誰か

～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで2つの事例を紹介します。

事件
1

SNSで仲良くなった女友達と、写真のやりとりをしていたら…

- 1 SNSで、同年代の女の子Bさんと友達になったAさん



- 2 SNSで、同年代の女の子Bさんと友達になったAさん



- 3 実は相手はおじさんで、送った写真をもとに脅迫される事態になってしまった！



注意！

SNS上では、相手が同性だと思って安心していても、あなたをだますための嘘の情報かもしれません。「同性同士だったから」「優しかったから」等と思っても、裸や裸に近い画像等は絶対に送ってはいけません。このような事例では、男の子も被害に遭っています。一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。また、このような画像を送らせたり、他の人に転送することは犯罪です。

事件
2

SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しい人が声をかけてきて…

- 1 SNSで、同年代の女の子Bさんと友達になったAさん



- 2 親切そうな人が声をかけてくれた



- 3 遊びにいった家で複数の男性達に監禁され、性被害にあつてしま到了！

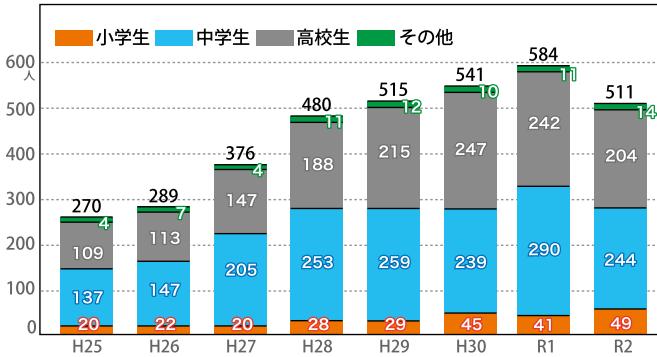


注意！

犯罪者は優しい言葉をかけてきたり、困りごとを助けるふりをして子供に近づき、徐々に子供の信頼を得た上で会う約束をして犯行に及ぶという事案が発生しています。たとえ相手が優しい言葉等を使って近づいてきても、SNS等で知り合った人と安易に会うことは危険です。困ったときには、家族や学校の先生に相談したり、公共の相談窓口等に連絡しましょう。

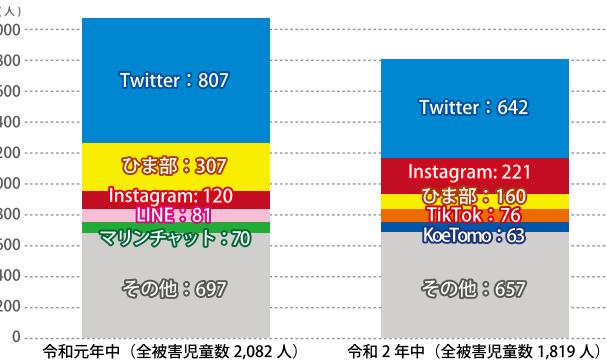
児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の推移

被害児童の学年別割合では中学生が全体の47.7%を占めており、高校生を含めると全体の87.6%を占める。



サイト別の被害児童数

「Twitter」に起因する被害児童数が約4割を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する事犯の被害児童数が前年よりも増加している。



フィルタリングは必ず設定しましょう！！

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していないませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります！

I D、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげて下さい。

- ① 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- ② 友達であってもパスワードは、教えない。
- ③ 他人の I D・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。



親子で見てもらいたいサイトの紹介

●警察庁Webサイト子供の性被害対策

被害防止のためのマンガや動画を紹介
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html



●文部科学省のYoutube公式サイト

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介
https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywDI



「ペアレンタルコントロール」の活用

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（「ペアレンタルコントロール」）が大切です。

内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

ペアレンタル

おや (親としての)

コントロール

せいけん (制限)



●内閣府ホームページ

保護者向け普及啓発リーフレット集
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっぷす (受付時間:24時間365日、いつでも)

050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス:paps@paps-jp.org

■サイトURL :<https://www.paps.jp>



困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口 生徒向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>



●24時間子供SOSダイヤル 生徒向け

いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!

(なやみいとう)

0120-0-78310 (電話代無料)



●警察相談専用電話 #9110

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

(ハートさん)

●性犯罪被害相談電話 #8103

(はやくワンストップ)
#8891
(全国共通番号)

誰
か
が
い
る

話
し
た
い

今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



たいま 大麻

脳への
悪影響
いぞんしょう
悪影響
いぞんしょう
依存症
いぞんじやう
暴力団の
資金源
ぼうりょくだん
しきんげん

みんな知らない 本当の怖さ

近年、若者を中心とした大麻の乱用拡大が問題になっています。「大麻は他の薬物より安全、害がない」などの誤った情報をうのみにして、軽い気持ちで大麻に手を出すことが大変危険であることを知っておきましょう。

コレってウソ？ホント？よくある勘違い

SNSで見たけど
大麻って身體に
害はないらしいよ

ウソです！

大麻にはテトラヒドロカンナビノール(THC)という、脳に作用する成分が含まれていて、乱用すると時間や空間の感覚がゆがみ、集中力がなくなり、情緒が不安定になります。また、乱用を続けると何もやる気がしない状態(無動機症候群)や知的機能の低下などが引き起こされ、社会生活に適応できなくこともあります。

少ない量の大麻
なら依存症には
ならないらしいよ

違います！

初めは少量でも、使い続けるうちに使用量を自分でコントロールできなくなる例は後を絶ちません。大麻は覚醒剤などほかの薬物に比べると激しい身体症状が出にくいので、自分でも気付かぬうちに大麻依存症になっていることもあります。また、さらに強い刺激を求めて大麻よりも毒性の強い薬物に手を出す例が多いことから、大麻は「ゲートウェイドラッグ」と言われています。

他人に害はないし
自己責任だから別
にいいでしょ？

ノー！

大麻は国際条約に基づいて、日本の法律で規制されています。心身に悪影響を及ぼす以外にも、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となるなど、大麻を乱用することで、社会の安全に悪影響を与えててしまうのです。

■大麻取締法での罰則（例）

所持・譲渡・譲受

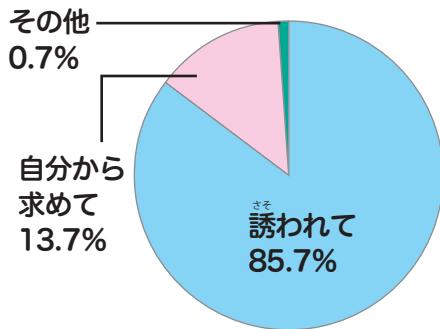
5年以下の懲役

輸入・輸出・栽培

7年以下の懲役

大麻を初めて使用した経緯

左のグラフは、20歳未満の大麻乱用者が「大麻を初めて使用した経緯」の割合を示したものです（2019年警察庁調べ）。8割以上の若者が「誘われて」大麻を始めたことが分かります。



大麻使用に誘われた！どうする…？

もしもあなたが大麻に誘われたら…。断ったら空気が悪くなる？友達から嫌われる？逆らえない相手だったら？ いざという時の対応方法を覚えて、きっちり断る練習をしておきましょう。

A. 友達に誘われたら



B. 断りにくい先輩に誘われたら



さそ
誘われても
きっぱり
断る！

C. 公園で知人に



D. ネットで知り合った人に



さそ
断りにくい場合はとにかくその場から離れる！

困ったら専門の相談窓口に相談しよう！



違法大麻に関する詳しい情報はこちら



I'm CLEAN

(警察庁大麻乱用防止サイト)
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/illegal_cannabis/



薬物乱用や交友問題など、少年の問題に関するあらゆる相談を受け付けています

少年相談窓口 (各都道府県警察本部)

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>



薬物関係で困った時にはすぐに電話で相談を！

薬物相談電話 (各都道府県警察本部)

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/potal/pc/yakubutsu_tel.html



専門家が秘密厳守で相談にのってくれます

精神保健福祉センター (全国)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/hoken_fukushi/index.html

手遅れになるまえに相談を!

専門家が秘密厳守で相談にのってくれます。

友だちから誘われて
困っているんだ…
仲間外れに
なりたくないくて…

毎日が辛くて、
このままだと薬物に
手を出してしまいそう…

この間、
ノリで使ったやつ
薬物だったら
どうしよう…



薬物について相談できる窓口はこちら

北海道	北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000	近畿厚生局麻薬取締部戸田分室	☎078-391-0487
	北海道医療業務課	☎011-204-5265	福井県医薬品・衛生課	☎0776-20-0347
	北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121	福井県総合福祉相談所	☎0776-24-7311
東北	札幌こころのセンター	☎011-622-0556	滋賀県業務課	☎077-528-3634
	東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
	青森県医療業務課	☎017-734-9289	京都府業務課	☎075-414-4790
	青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
	岩手県健康国保課	☎019-629-5467	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
	岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617	大阪府業務課	☎06-6941-9078
	宮城県業務課	☎022-211-2653	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
	宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021	大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
	仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191	堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
	秋田県医療業務課	☎018-860-1407	兵庫県業務課	☎078-362-3270
	秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946	兵庫県精神保健福祉センター	☎078-252-4980
	山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333	神戸市健康福祉センター	☎078-371-1900
	山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217	奈良県業務課	☎0742-27-8664
	福島県業務課	☎024-521-7233	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-47-2251
	福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556	和歌山県業務課	☎073-441-2663
関東信越	関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770	中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974
	茨城県業務課	☎029-301-3388	鳥取県医療・保健課	☎0857-26-7203
	茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
	栃木県業務課	☎028-623-3119	島根県薬事衛生課	☎0852-22-5259
	栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785	島根県立心と体の相談センター	☎0852-21-2045
	群馬県業務課	☎027-226-2665	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
	群馬県こころの健康センター	☎027-263-1156	岡山県精神保健福祉センター	☎086-201-0828
	埼玉県業務課	☎048-830-3633	岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
	埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-3333	広島県業務課	☎082-513-3221
	さいたま市こころの健康センター	☎048-762-8548	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
	千葉県業務課	☎043-223-2620	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
	千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891	山口県業務課	☎083-933-3018
	千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582	山口県精神保健福祉センター	☎083-902-2672
	東京都業務課	☎03-5320-4505	四国厚生局麻薬取締部	☎087-823-8800
	東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575	徳島県業務課	☎088-621-2233
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111	徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
	東京都立精神保健福祉センター	☎03-3844-2210	香川県業務感染症対策課	☎087-832-3301
	神奈川県業務課	☎045-210-4972	香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
	神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822	愛媛県精神衛生課	☎089-912-2393
	横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455	愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
	川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195	高知県業務課	☎088-823-9682
	相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818	高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
	新潟県業務事課	☎025-280-5187	九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999
	新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111	九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561
	新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560	福岡県業務課	☎092-643-3287
	山梨県衛生業務課	☎055-223-1491	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
	山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
	長野県業務事務課	☎026-235-7159	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
	長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810	佐賀県業務課	☎0952-25-7082
	東海北陸	東海北陸厚生局麻薬取締部	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
	富山県くすり政策課	☎076-444-3234	長崎県業務行政室	☎095-895-2469
	富山県心の健康センター	☎076-428-1511	長崎こども・女性・障害者支援センター	☎095-846-5115
	石川県業務事務課	☎076-225-1442	熊本県業務衛生課	☎096-333-2242
	石川県こころの健康センター	☎076-238-5761	熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1166
	岐阜県業務事務課	☎058-272-8285	熊本県こころの健康センター	☎096-362-8100
	岐阜県精神保健福祉センター	☎058-231-9724	大分県業務室	☎097-506-2650
	静岡県業務事課	☎054-221-2413	大分県こころからだの相談支援センター	☎097-541-5276
	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245	宮崎県医療業務課業務対策室	☎0985-26-7060
	静岡市こころの健康センター	☎054-262-3011	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709	鹿児島県業務課	☎099-286-2804
	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	☎098-854-0999
	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-3022	沖縄県衛生業務課	☎098-866-2055
	三重県業務感染症対策課	☎059-224-2330	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443
	三重県こころの健康センター	☎059-223-5241		
近畿	近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779	● 全国各保健所	
			● 各都道府県警察署	

学生のみなさんへ

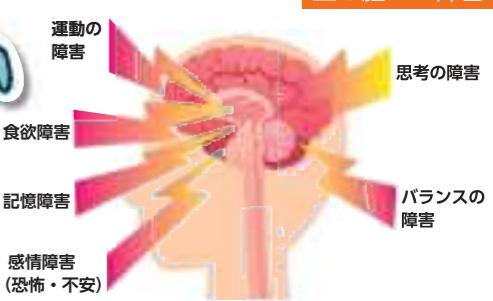
薬物大麻のこと 誤解して危険!



薬物は脳に
ダメージを与えます。

私たちの脳は、すごいスピードで情報を処理し、心と身体をコントロールする優れた仕組みを持っています。しかし、薬物を乱用すると脳の仕組みにダメージを与え、乱用が続けられるなかで様々な障害を引き起します。

そして、一度ダメージを与えられた脳は、薬物を使う前の状態には戻らなくなってしまいます。



薬物はやめられなくなる
から危険!

薬物は乱用を続けると「耐性」ができる同じ量では効かなくなり、使用量が増えていきます。また「依存性」によって、自分の意志だけではやめたくてもやめられなくなってしまいます。

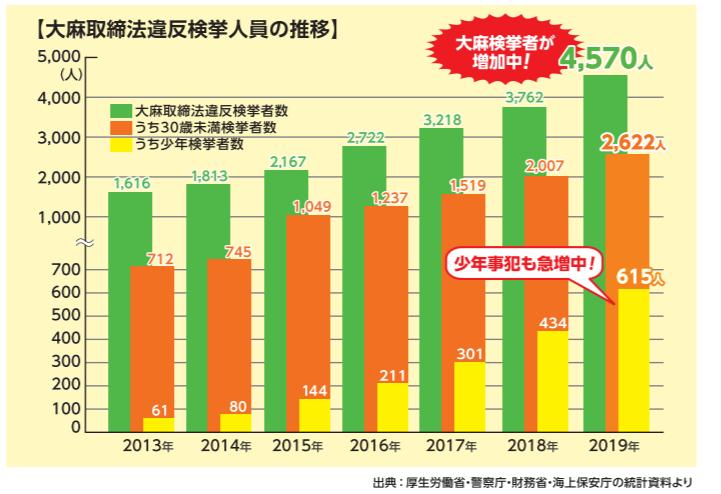
薬物をやめ、通常の社会生活をするまで回復するためには、生涯にわたり適切な治療や周囲のサポートが必要になります。

いま、危険度が増しているのは**大麻**です!

若者の検挙者が急増中!

ここ数年、大麻による検挙者が急増しています。2019年には大麻の検挙者数は過去最多の4,570人となり、そのうち半数以上は30歳未満の若者でした。なかでも急増しているのが少年で、2019年には6年前の10倍以上となる615人が検挙されています。

その原因の一つとしてインターネット等に氾濫している大麻についての間違った知識や情報が影響していることが考えられており、注意が必要な状況です。



大麻は身体への悪影響はない? → NO 有害です!

インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫しています。しかし、実際には大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分「THC(テトラヒドロカンナビノール)」が脳に作用して下図のような様々な不具合を引き起こします。特に成長期にある若者の脳に対して影響が強いことも判明しています。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう!

大麻の乱用による影響		大麻の有害性			大麻を長く使い続ける影響	
知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害	IQ(知能指数)の低下	薬物依存	
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる	

海外で合法だから大麻は安全? → NO 間違います!

大麻について「海外では合法な国があるから安全だ」という主張を耳にすることがあるかもしれません。しかし、薬物を取り巻く環境は日本と海外では大きく違います。法律などの規則はそれぞれの国の事情や背景をもとに作られているため、「海外で合法だから大麻は安全」ということではありません。

大麻の所持や使用が犯罪にならない国や地域であっても、大麻の有害性の影響を大きく受ける未成年の所持や使用は禁じられています。間違った主張に流されないようにしましょう!



SNSでの薬物の誘いに注意!

近年、薬物が密売買される手段として危険が拡大しているのがSNSです。SNS上では大麻を意味する隠語などが使われ、大麻などの購入を促す内容が多く投稿されています。実際に未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件が複数報告されており、大きな問題となっています。

SNSを通して薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。もし、そのような投稿を見つけても誘いに乗らないようにしましょう。



大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気をつけて!

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディなどの中に大麻が含まれていることがあります。誤って口にして体調不良で救急搬送された事例も発生しているので十分に注意しましょう。



大麻や覚醒剤などの薬物は、誰かに渡したり、持っているだけでも法律によって厳しく罰せられます。

大麻所持・譲渡	覚醒剤所持・譲渡	コカイン・MDMAなど所持・譲渡	ヘロイン所持・譲渡	指定薬物所持・譲渡	あへん所持・譲渡
大麻取締法5年以下の懲役	覚醒剤取締法10年以下の懲役	麻薬及び向精神薬取締法7年以下の懲役	麻薬及び向精神薬取締法10年以下の懲役	医薬品医療機器等法3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金	あへん法7年以下の懲役
大麻	覚醒剤	コカイン	ヘロイン	指定薬物	あへん

薬物の誘いに、きっぱり No! と断る勇気を!

薬物を乱用するきっかけは「友人からの誘い」が多いということが報告されています。言葉で断れる場合は勇気をもってきっぱり断ることが大切です。でも、身近な友人から誘われた場合には「仲間外れにされるのが怖い」などの理由で、断りづらいと感じるかもしれません。そんな時は、とにかくその場から立ち去りましょう。立ち去ることも勇気です。

一人で問題を抱え込まないで、信頼できる大人や専門の窓口に相談してください。



ポイント② 個人情報を守る

プライベート情報や利用情報が山ほど入ったスマホ。
不正流出も自ら知らてしまうのも危険、考えて使おう！



- 個人が特定できる情報は、うっかり発信しない！
- 紛失や盗難には、起動時や画面のロックが有効！
- 本体やアプリはそのまま使わず、設定を見直そう！
- アプリ導入の前に規約や注意事項をよく読み、信頼性を確認しよう！（万が一の際はウィルス対策が有効）

ポイント③ 利用料金について



現実社会同様、子供が保護者のクレジットカードで決済をしてはいけません。保護者のスマホを貸す際も要注意！



- どんなことに料金が発生するか、子供と一緒に確認。不必要的な決済機能は使えないように設定しましょう！
- 決済パスワードは保護者が入力、課金の上限設定をする等、ルールを決めて保護者がしっかり管理！

保護者のみなさまへ

保護者の責務をご存知ですか？

2009年より『青少年インターネット環境整備法』が施行されています。この法律では、子供の利用状況を把握するとともに、発達段階に応じ、フィルタリングソフトを利用するなどの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、活用能力習得の促進に努めることが「保護者の責務」とされています。

<法第6条1項（保護者の責務）より>

お子様の安全・適切なインターネット利用環境づくりは保護者の役割です。大切なお子様を守るために、フィルタリングを解除するかは、責任をもって慎重なご判断をお願いします。

フィルタリングの設定に関する携帯電話事業者の義務について

上述の法律により、携帯電話事業者には、青少年（18歳未満の者）が利用する携帯電話・スマートフォンの契約をする場合、保護者からのフィルタリングサービスを不要とする申し出がない限りフィルタリングサービスを提供することが義務付けられています。

<法第17条1項>

もっとグッドネット宣言



- 1 ネットでも思いやりを持って！
- 2 社会のルールとマナーを守って！
- 3 賢く使って、よりよいコミュニケーションを！

「もっとグッドネット」とは、一人ひとりがICTの利用環境について考え、よりよいネット社会を作りたいという思いを表現した合い言葉。この言葉は、安心ネットづくり促進協議会が行う普及啓発活動の総称です。

本リーフレットに描かれているスマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤー、タブレット等はイメージであり、実在する商品とは関係ありません。

2015.9

保護者のための

スマートフォン 安心安全 ガイド

smartphone security and safety guide



そもそも安全に
使えるの？

「家族で話そう！」

利用料金が
気になる…



何に気をつけて
使えばいい？



1億人のネット宣言
もっとグッドネット
<http://good-net.jp>



※QRコードは「青少年のスマートフォン利用のリスクと対策」ページへのリンクです。



おさえておきたい 3つのポイント！



Q

そもそもスマホって、青少年でも安全に使えるの？

ポイント①

ケータイとは比較にならないほど、使い方も保存情報も膨大にあるスマホ。“うっかりアクセス”的防止と安全な利用には「フィルタリング」が不可欠です。仕組みを理解し、有害情報に接するリスクやトラブルから子供を守りましょう！

A



Q

スマホを使うときに気をつけなきゃいけないことは？

ポイント②

それはズバリ、「自分自身を守ること」。個人を特定できる情報を見知らぬ人に与えないよう、ネットへの書き込みや、コミュニティサイトでのやり取りに気をつけさせ、スマホの紛失や盗難にも注意を促すことが必要です。

A



Q

アプリやゲームのアイテム等利用料金が気になる・・・

ポイント③

保護者のクレジットカードで自由に決済できるようになっていませんか？こづかいで買えるプリペイドカードを使う、決済パスワードは保護者が入力する、決済できる上限設定をする等、話し合ってルールを決めましょう！

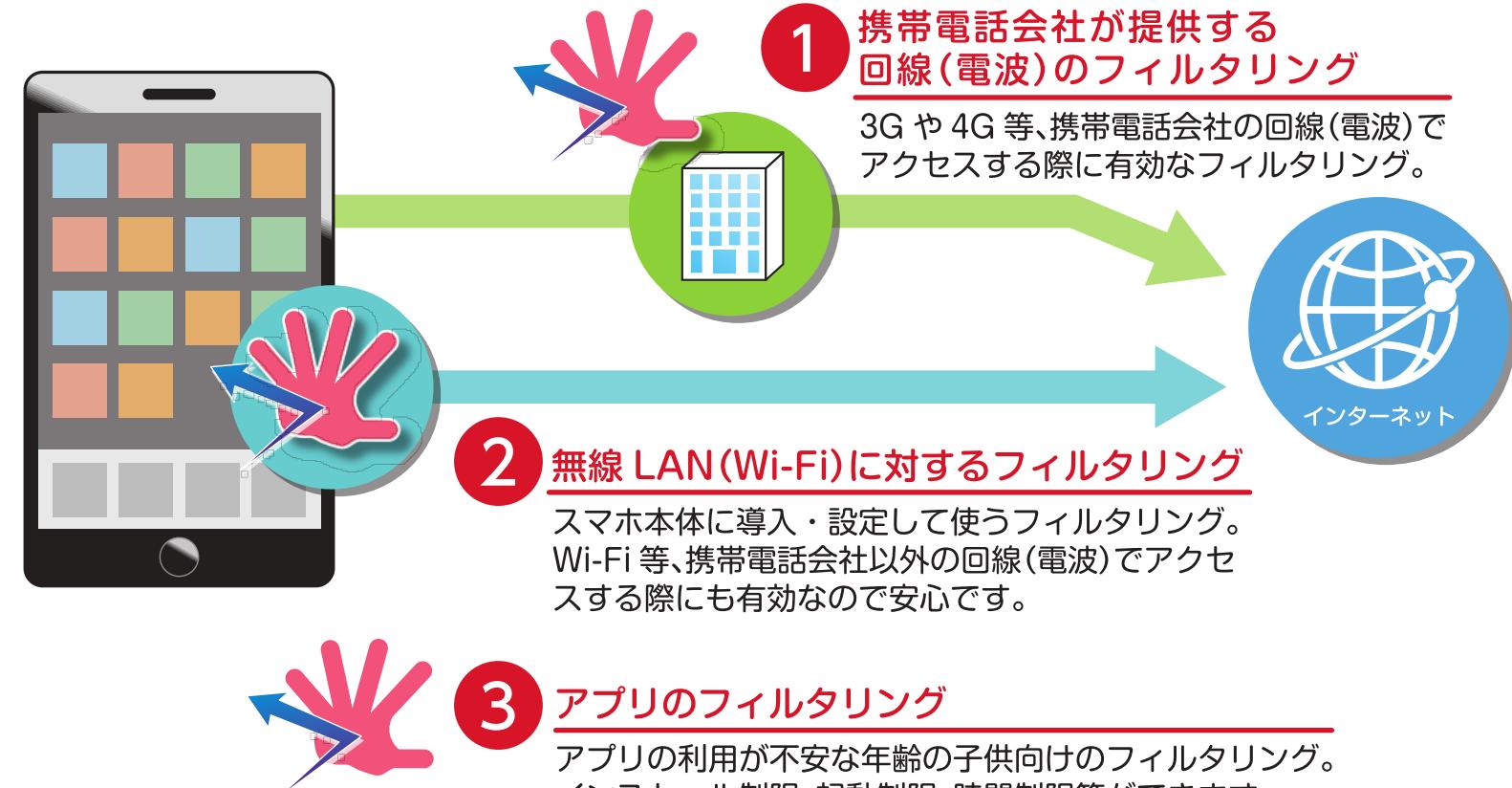
A

ポイント① フィルタリングが安心安全の鍵！



スマホのフィルタリングは3種類！

悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを防いでくれるフィルタリング（レベルの調整可能）は、子供の安全利用の鍵です。



あわせて確認！

ゲーム機や音楽プレイヤー 学習用タブレットにもフィルタリング

子供が利用するさまざまな機器が、無線 LAN (Wi-Fi) でインターネットにつながります。ゲームの対戦、アイテムや音楽のダウンロード、学習サイト等だけでなく、スマホ同様の利用も可能。安全のためににはフィルタリングを！（利用機器の取扱説明書等で確認）



フィルタリングの設定方法

フィルタリングの設定方法は、携帯電話会社や機種により対応が異なりますので、**詳細な設定方法は販売店にご相談下さい**。安心ネットづくり促進協議会ホームページ「青少年のスマートフォン利用のリスクと対策」でも紹介していますので、ご覧ください。

安心ネットづくり促進協議会
<http://sp.good-net.jp/>

（※このリーフレットのダウンロードも可能です）